〈寄付に対する税制優遇措置について〉

中村元記念館は、その活動や組織運営が適正であるとされ、令和2年4 月に島根県より認定を受けました。

(認定期間:令和2年4月1日~令和7年3月31日まで)

認定を受けたことにより、令和2年4月以降の当館への寄付をした個人や 法人が税制優遇を受けることができ、皆様の税負担を減少できる可能性 があります。

毎年3,000円以上の寄付者を100人集めれば、5年後に認定NPOの 更新をすることが出来ます!(お蔭様で、皆様のご協力のもと令和2年~ 5年度は条件をクリアすることができました。)

皆様のお力添えをどうぞよろしくお願い申し上げます。

〈個人の寄付金控除〉

最大50%の減税!(注意:控除下限額は2000円)



・確定申告(環付申告)が必要です。

たとえば・・・

【年間1万円寄付した場合】

最大50%の 税額控除=減税

(1万円-2,000円)×0.4(国税分)=3,200円

(1万円-2,000円)×0.1(地方税分※1)=800円

4.000円(減税額)

※1:住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4% /市町村住民税6%)です。 各自治体によって異なりますので、詳細はお住まいの 自治体にお問い合わせください。

〈法人の寄付金特別損金算入〉

・法人税を軽減させる「寄付金損金算入枠」が、通常の<mark>約3~5倍</mark>になります。

・一般枠と特別枠の合計額まで、損金にできます。 詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

〈寄付した「相続財産」への優遇税制について〉

認定NPO法人である中村元記念館に寄付をした相続財産は、 相続税の課税対象とはなりません。

- ・寄付金控除を受けるには、確定申告が必要です。
- ※確定申告書に記念館から発行された寄付金受領証明書を添付し、所 轄の税務署へ提出してください。
- ・記念館から発行された寄付金受領証明書は、大切に保管ください。 (紛失等による再発行は致しかねます。)

〈ご寄付の方法〉

下記のいずれかの方法でお申し込みください

銀行振込

▶山陰合同銀行

松江駅前支店 店番号:004

口座番号:普通 3692971

口座名:中村元記念館

▶ゆうちょ銀行(振替口座)

口座番号:01370-8-91228

加入者名:中村元記念館

オンラインのご寄付受付

こちらからお手続きください。→



中村元記念館受付窓口

記念館受付にてご寄付承ります。(現金のみ)

しまね社会貢献基金を利用して寄付する

※『しまね社会貢献基金』へのお申込みが必要です。

島根県に対する寄付です。税制上の優遇措置が受けられ、中村元記 念館をご指定して、ご支援していただけます。なお、この方法でご寄 付をいただいた場合は、寄付者のお名前、金額等の確認が中村元 記念館ではできませんので、記念館にもお知らせください。詳しく は当館までおたずね下さい。

匿名を希望されない場合、当館が発行する中村元記念館通信にご芳 名を記載させていただきます。

また、1万円以上の御寄付については、御芳名を一定期間、記念館の 寄付銘板に掲示させていただきます。

- ■開館時間:9:30~17:00(入場は16:30まで)
- ■入館料:無料
- ■閉館日:月曜日,夏季休館(8/13~8/15), 年末年始(12/28~1/4), 蔵書整理期間
- ■お問い合わせ

特定非営利活動法人

中村元記念館東洋思想文化研究所

〒690-1404 島根県松江市八束町波入2060番地

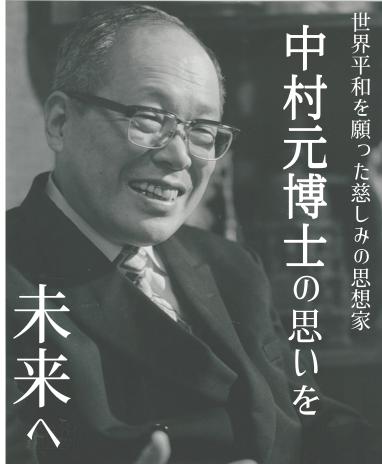
TEL:0852-76-9593 FAX: 0852-76-9693

mail:info@nakamura-hajime-memorialhall.or.jp

中村元記念館屬明明



中村元記念館へのご支援をよろしくお願いいたします。



慈しみ

一切の生きとし生けるものは 幸福であれ安穏であれ安楽であれ 一切の生きとし生けるものは幸であれ 何びとも他人を欺いてはならない たといどこにあっても 他人を軽んじてはならない 互いに他人に苦痛を与える ことを望んではならない この慈しみの心づかいを しっかりと たもて 中村 元訳 ブッダのことば

特定非営利活動法人 中村元記念館東洋思想文化研究所